

四半期報告書

(平成22年度第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

三菱重工業株式會社

平成22年度 第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

三菱重工業株式会社

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	6
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	7
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	10
1 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
(4) ライツプランの内容	17
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(6) 大株主の状況	17
(7) 議決権の状況	17
2 株価の推移	18
3 役員の状況	18
第5 経理の状況	19
1 四半期連結財務諸表	20
(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23
2 その他	32
第二部 提出会社の保証会社等の情報	33
 [四半期レビュー報告書]	 巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月11日
【四半期会計期間】	平成22年度第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大宮 英明
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番5号
【電話番号】	(03) 6716-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	法務部グループ長（法務企画グループ） 小椋 和朗
【最寄りの連絡場所】	上記の〔本店の所在の場所〕に同じ。
【電話番号】	上記の〔電話番号〕に同じ。
【事務連絡者氏名】	上記の〔事務連絡者氏名〕に同じ。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成22年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	603,331	664,124	2,940,887
経常利益 又は経常損失(△)	(百万円)	△3,229	28,172	24,009
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△)	(百万円)	△8,267	10,474	14,163
純資産額	(百万円)	1,314,293	1,314,665	1,328,772
総資産額	(百万円)	4,424,491	4,186,866	4,262,859
1株当たり純資産額	(円)	375.52	376.79	380.80
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又は 1株当たり四半期 純損失金額(△)	(円)	△2.46	3.12	4.22
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	28.49	30.20	29.98
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	151,285	155,889	117,977
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△61,864	△39,373	△180,704
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△161,578	△73,752	△105,291
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	358,188	301,530	261,373
従業員数	(人)	68,193	68,608	67,669

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 平成21年度第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。また、平成22年度第1四半期連結累計(会計)期間及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりである。

なお、当第1四半期連結会計期間から、セグメント情報の区分を見直しており、その内容は「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 [セグメント情報]」に記載のとおりである。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は、次のとおりである。

(1) 新規

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Mitsubishi Heavy Industries Air-conditioners (Shanghai) Co., Ltd. (三菱重工空調系統(上海)有限公司)	中国 上海市	百万米ドル 3.0	その他	100 (100)	当社製品の販売・アフターサービス。 役員の兼任等…有

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載している。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

(2) 除外

- ・三原菱重エンジニアリング(株)及び三原菱重機工(株)は、平成22年4月1日、三菱重工交通機器エンジニアリング(株)を存続会社とする吸収合併により解散した。
- ・千代田リース(株)は、平成22年4月30日、株主総会の決議により解散した。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	68,608 [12,574]
---------	-----------------

(注) 1. 従業員数は、グループ外から当社グループ（当社及び連結子会社）への出向者を含み、当社グループからグループ外への出向者を含まない。また、臨時従業員数は[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

2. 臨時従業員には、定年退職後の再雇用社員、嘱託契約の従業員及びパートタイマー等を含み、派遣社員等は含まない。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	34,610 [3,714]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、社外から当社への出向者を含み、当社から社外への出向者を含まない。また、臨時従業員数は[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載している。

2. 臨時従業員には、定年退職後の再雇用社員、嘱託契約の従業員及びパートタイマー等を含み、派遣社員等は含まない。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
船舶・海洋	72,192	—
原動機	245,149	—
機械・鉄構	140,234	—
航空・宇宙	80,228	—
汎用機・特殊車両	71,946	—
その他	59,513	—
合計	669,264	—

- (注) 1. 上記金額は、大型製品については契約金額に工事進捗度を乗じて算出計上し、その他の製品については完成数量に販売金額を乗じて算出計上している。
2. セグメント間の取引については、各セグメントの金額から消去している。
3. 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)			
	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
船舶・海洋	7,888	—	505,462	—
原動機	175,665	—	1,662,625	—
機械・鉄構	112,727	—	590,620	—
航空・宇宙	112,352	—	832,193	—
汎用機・特殊車両	68,105	—	37,468	—
その他	65,666	—	51,020	—
調整額	△7,677	—	—	—
合計	534,730	—	3,679,390	—

- (注) 1. 受注高については、「船舶・海洋」、「原動機」、「機械・鉄構」、「航空・宇宙」、「汎用機・特殊車両」及び「その他」にはセグメント間の取引を含んでおり、「調整額」でセグメント間の取引を一括して消去している。
2. 受注残高については、セグメント間の取引を各セグメントの金額から消去している。
3. 上記金額には、消費税等は含まれていない。
4. 当社グループの受注高は、「航空・宇宙」セグメントでは連結会計年度末に工事契約が集中する傾向があり、また「船舶・海洋」、「原動機」及び「機械・鉄構」セグメントでは、大型工事契約の有無・締結時期等により、連結会計年度の四半期ごとに変動が生じることがある。

(3) 販売実績

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額 (百万円)	前年同四半期比 (%)
船舶・海洋	83,424	—
原動機	239,233	—
機械・鉄構	141,031	—
航空・宇宙	80,616	—
汎用機・特殊車両	71,153	—
その他	61,287	—
調整額	△12,622	—
合計	664,124	—

- (注) 1. 「船舶・海洋」, 「原動機」, 「機械・鉄構」, 「航空・宇宙」, 「汎用機・特殊車両」及び「その他」にはセグメント間の取引を含んでおり, 「調整額」でセグメント間の取引を一括して消去している。
2. 当社グループの売上高は, 「航空・宇宙」セグメントは第4四半期に, その他のセグメントは概ね第2四半期及び第4四半期に, それぞれ多くなる傾向があるため, 連結会計年度の四半期ごとの業績に変動がある。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
防衛省	47,296	7.8	68,056	10.2

4. 上記金額には, 消費税等は含まれていない。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において, 新たに発生した事業等のリスクはない。

また, 前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間においては、以下のとおり経営上の重要な契約の締結があった。

(1) 技術導入契約

契約会社名	相手方		対象製品／技術
	名称	国籍	
三菱重工業㈱（当社）	BOMBARDIER INC.	カナダ	民間航空機

(2) 技術供与契約

契約会社名	相手方		対象製品／技術
	名称	国籍	
三菱重工業㈱（当社）	ANUPAM INDUSTRIES LIMITED	インド	搬送システム

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載事項のうち、将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、力強い内需拡大を背景に中国・インドをはじめとする新興国では回復基調が続いたものの、先進国では、欧州における財政危機をはじめ、金融不安や厳しい雇用・所得環境が依然として続き、景気回復のペースは緩やかに留まった。我が国経済においても、政府の景気対策による消費の持ち直しや新興国向けの輸出の増加等により、企業業績は回復基調に転じたが、設備投資の低迷、円高とデフレの進行、雇用・所得環境の改善の遅れなど、総じて厳しい状況が続いた。

このような状況の下、当社グループは、懸命な受注活動を展開したが、当第1四半期連結会計期間における受注高は、前年同四半期を480億19百万円(△8.2%)下回る5,347億30百万円となった。

売上高は、新造船の引渡し、大型プロジェクト工事の増加等により、前年同四半期を607億92百万円(+10.0%)上回る6,641億24百万円となった。利益面では、円高の影響を受けたものの、売上の増加に加え、プラント工事の採算改善等により、営業利益は、前年同四半期を352億82百万円(+927.5%)上回る390億86百万円となった。経常利益は、前年同四半期から314億1百万円改善し281億72百万円となった。

また、投資有価証券売却益を特別利益に26億66百万円計上する一方で、投資有価証券評価損、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を特別損失に61億87百万円計上した結果、当四半期純利益は、前年同四半期から187億41百万円改善し104億74百万円となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

(ア) 船舶・海洋

当第1四半期連結会計期間は、修繕船を受注したことなどにより、受注高は78億88百万円となった。

売上高は、コンテナ船5隻、LPG船1隻等合計8隻を引き渡し、834億24百万円となった。営業利益は58億73百万円となった。

(イ) 原動機

当第1四半期連結会計期間は、ガスタービン等の受注により、受注高は1,756億65百万円となった。

売上高は2,392億33百万円、営業利益は海外のプラント工事等の採算改善が進んだことなどにより、343億7百万円となった。

(ウ) 機械・鉄構

当第1四半期連結会計期間は、交通システムを受注したことなどにより、受注高は1,127億27百万円となった。

売上高は1,410億31百万円、営業利益は海外のプラント工事等の採算改善が進んだことなどにより、85億6百万円となった。

(エ) 航空・宇宙

当第1四半期連結会計期間は、B777民間輸送機(後部胴体等)を受注したことなどにより、受注高は1,123億52百万円となった。

売上高は806億16百万円、営業損益は国産リージョナルジェット機MRJに関する研究開発投資等により、28億91百万円の損失となった。

(オ) 汎用機・特殊車両

当第1四半期連結会計期間は、中小型エンジンの受注等により、受注高は681億5百万円となった。

売上高は711億53百万円、営業損益は円高傾向や、北米・欧州市場を中心とした需要回復の遅れなどにより、61億32百万円の損失となった。

(カ) その他

受注高は656億66百万円、売上高は612億87百万円、営業損益は5億76百万円の損失となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ401億56百万円(+15.4%)増加し、3,015億30百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,558億89百万円の資金の増加となり、前年同四半期に比べ46億4百万円(+3.0%)増加した。これは、税金等調整前四半期純利益が増加したことなどによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは393億73百万円の資金の減少となり、前年同四半期に比べ224億90百万円支出が減少した。これは、投資有価証券の取得による支出が減少したことなどによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは737億52百万円の資金の減少となり、前年同四半期に比べ878億26百万円支出が減少した。これは、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの減少額が少なかったことなどによるものである。

(3) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は229億54百万円である。この中には受託研究等の費用124億62百万円が含まれている。

当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当第1四半期連結会計期間において、重要な変更はない。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(ア) 資金需要の主な内容

当社グループの資金需要は、営業活動については、生産活動に必要な運転資金（材料・外注費及び人件費等）、受注獲得のための引合費用等の販売費、製品競争力強化・ものづくり力強化に資するための研究開発費が主な内容である。投資活動については、事業伸長・生産性向上を目的とした設備投資及び事業遂行に関連した投資有価証券の取得が主な内容である。

今後、成長分野に対しては必要な設備投資や研究開発投資を継続するものの、全体的には、最新の市場環境や受注動向を見定めることで投資案件の絞り込みを行っていく予定である。

(イ) 有利子負債の内訳及び用途

平成22年6月30日現在の有利子負債の内訳は、下記のとおりである。

(単位：百万円)

	合計	償還1年以内	償還1年超
短期借入金	107,553	107,553	—
コマーシャル・ペーパー	4,000	4,000	—
長期借入金	970,427	81,931	888,496
社債	344,652	—	344,652
合計	1,426,632	193,484	1,233,148

当社グループは、比較的工期の長い工事案件が多く、生産設備も大型機械設備を多く所有していることもあり、一定水準の安定的な運転資金及び設備資金を確保しておく必要がある。かかる状況を考慮し、資金調達を実施してきた結果、当第1四半期連結会計期間末の有利子負債の構成は償還期限が1年以内のものが1,934億84百万円、償還期限が1年を超えるものが1兆2,331億48百万円となり、合計で1兆4,266億32百万円となった。

これらの有利子負債は、事業活動に必要な運転資金、投資資金に使用しており、資金需要が見込まれる原動機、航空宇宙等の伸長分野を中心に使用していくこととしている。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

(ア) 設備計画のうち、当第1四半期連結会計期間に完成したもの及びその完成年月は次のとおりである。

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	当第1四半期連結会計期間 に完成したもの(百万円)	完成年月
船舶・海洋	船舶生産設備ほか	1,910	平成22年4月～6月
原動機	原子力装置生産設備・ガスタービン生産 設備ほか	13,730	同上
機械・鉄構	交通システム生産設備ほか	2,779	同上
航空・宇宙	民間輸送機生産設備ほか	4,637	同上
汎用機・特殊車両	中小型エンジン生産設備・ターボチャー ジャ生産設備ほか	2,245	同上
その他	空調機器生産設備・賃貸用不動産ほか	1,287	同上
計	—	26,592	—
消去又は共通	—	—	—
合計	—	26,592	—

(注) 1. 本表の金額には、消費税等は含まれていない。

2. 前四半期連結会計期間末における設備計画について、当第1四半期連結会計期間に重要な変更はない。

(イ) 当第1四半期連結会計期間中において、新たに確定した主要な設備計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成22年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成22年8月11日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	3,373,647,813	東京、大阪、名古屋、 福岡、札幌各証券取引所 〔東京、大阪、名古屋は 市場第一部〕	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単元 株式数は1,000株であ る。（注）
計	3,373,647,813	3,373,647,813	—	—

（注）「1 株式等の状況」における「普通株式」は、上表に記載の内容の株式をいう。

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、ストックオプションの付与を目的として取締役及び執行役員に対して新株予約権を発行している。

当該新株予約権の内容は次のとおりである。

①改正前商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に従い、平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成17年7月29日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成17年8月11日に発行した新株予約権の内容

	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	93個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	93,000株
新株予約権の行使時の払込金額	294円（注1）
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 294円 資本組入額 147円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勧告の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

2. (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役又は執行役員の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。
 また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
 (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。
 (4) その他の条件については、平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議及び平成17年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

②会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成18年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成18年8月17日に発行した新株予約権の内容

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	562個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	562,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成18年8月18日から 平成48年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が平成43年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合
平成43年6月29日から平成48年6月28日まで
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、平成18年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成18年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、上記表中「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件は、上記(注1)に準じて決定する。

③会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成19年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成19年8月16日に発行した新株予約権の内容

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	356個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	356,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月17日から 平成49年8月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成44年8月16日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成44年8月17日から平成49年8月16日まで
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成19年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記②の（注2）に同じ。

④会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成20年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成20年8月18日に発行した新株予約権の内容

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	788個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	788,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日から 平成50年8月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成45年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成45年8月19日から平成50年8月18日まで
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成20年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記②の（注2）に同じ。

⑤会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成21年2月5日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成21年2月20日に発行した新株予約権の内容

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	46個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	46,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成21年2月21日から 平成51年2月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成46年2月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成46年2月21日から平成51年2月20日まで
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成21年2月5日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記②の(注2)に同じ。

⑥会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成21年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成21年8月17日に発行した新株予約権の内容

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,109個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,109,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月18日から 平成51年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成46年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成46年8月18日から平成51年8月17日まで
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成21年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
前記②の(注2)に同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	3,373,647	—	265,608,781	—	203,536,197

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式	17,317,000	—
	(相互保有株式) 普通株式	262,000	—
完全議決権株式(その他)	普通株式	3,345,705,000	3,345,705
単元未満株式	普通株式	10,363,813	—
発行済株式総数	3,373,647,813	—	—
総株主の議決権	—	3,345,705	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、(株)証券保管振替機構名義の株式が31,000株(議決権31個)含まれている。
2. 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載している。
3. 「単元未満株式」欄には以下の自己株式及び相互保有株式が含まれている。
- | | |
|------------|------|
| 当社所有 | 765株 |
| 日本建設工業(株) | 765株 |
| (株)東北機械製作所 | 500株 |
4. 当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿の状況を完全に把握できないことから、上記「発行済株式」は、直前の基準日(平成22年3月31日)の株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

②【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱重工業(株)	東京都港区港南二丁目16番5号	17,317,000	0	17,317,000	0.51
(相互保有株式) 日本建設工業(株)	東京都中央区月島四丁目12番5号	72,000	0	72,000	0.00
(株)東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	2,000	0	2,000	0.00
(株)菱友システムズ	東京都港区高輪二丁目19番13号	40,000	0	40,000	0.00
(株)寺田鐵工所	広島県福山市新浜町二丁目4番16号	20,000	0	20,000	0.00
長菱ハイテック(株)	長崎県諫早市貝津町2165番地	3,000	0	3,000	0.00
神戸発動機(株)	兵庫県明石市二見町南二見1番地	125,000	0	125,000	0.00
計	—	17,579,000	0	17,579,000	0.52

(注) 1. 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、上記①の「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載している。

2. 当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿の状況を完全に把握できないことから、上記「自己株式等」は、直前の基準日(平成22年3月31日)の株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	平成22年 5月	平成22年 6月
最高(円)	395	364	342
最低(円)	373	315	309

(注) 株価は、(株)東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	175,131	274,061
受取手形及び売掛金	注2 790,566	注2 948,200
有価証券	140,009	9
商品及び製品	184,174	171,699
仕掛品	注4 929,663	注4 937,740
原材料及び貯蔵品	128,858	130,622
繰延税金資産	144,206	142,720
その他	255,778	230,490
貸倒引当金	△8,339	△8,881
流動資産合計	2,740,048	2,826,662
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	349,306	344,601
機械装置及び運搬具(純額)	272,959	277,390
工具、器具及び備品(純額)	48,824	49,527
土地	167,150	163,784
リース資産(純額)	6,035	5,871
建設仮勘定	53,992	55,176
有形固定資産合計	注1 898,268	注1 896,350
無形固定資産	27,374	29,149
投資その他の資産		
投資有価証券	320,070	342,480
長期貸付金	3,560	3,597
繰延税金資産	9,319	9,367
その他	197,484	164,917
貸倒引当金	△9,260	△9,665
投資その他の資産合計	521,175	510,697
固定資産合計	1,446,818	1,436,197
資産合計	4,186,866	4,262,859

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	602,209	646,538
短期借入金	107,553	117,679
1年内返済予定の長期借入金	81,931	109,539
コマーシャル・ペーパー	4,000	6,000
1年内償還予定の社債	—	20,000
製品保証引当金	27,543	28,636
受注工事損失引当金	注4 22,714	注4 24,490
係争関連損失引当金	11,465	13,941
前受金	430,954	389,041
その他	215,210	199,928
流動負債合計	1,503,583	1,555,796
固定負債		
社債	344,652	344,605
長期借入金	888,496	897,501
繰延税金負債	12,004	17,886
退職給付引当金	50,402	48,542
PCB廃棄物処理費用引当金	7,310	7,358
その他	65,750	62,396
固定負債合計	1,368,617	1,378,290
負債合計	2,872,200	2,934,087
純資産の部		
株主資本		
資本金	265,608	265,608
資本剰余金	203,938	203,938
利益剰余金	802,217	800,199
自己株式	△5,030	△5,025
株主資本合計	1,266,734	1,264,721
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,255	35,942
繰延ヘッジ損益	△1,682	△721
為替換算調整勘定	△25,706	△21,894
評価・換算差額等合計	△2,134	13,327
新株予約権	1,184	1,184
少数株主持分	48,880	49,540
純資産合計	1,314,665	1,328,772
負債純資産合計	4,186,866	4,262,859

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	注1 603,331	注1 664,124
売上原価	521,554	546,090
売上総利益	81,777	118,034
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	—	399
役員報酬及び給料手当	30,892	30,171
研究開発費	10,446	10,492
引合費用	7,102	8,117
その他	29,531	29,766
販売費及び一般管理費合計	77,973	78,947
営業利益	3,804	39,086
営業外収益		
受取利息	1,156	873
受取配当金	1,662	1,473
持分法による投資利益	—	969
為替差益	3,888	—
その他	2,997	3,392
営業外収益合計	9,705	6,708
営業外費用		
支払利息	5,516	5,763
持分法による投資損失	6,814	—
為替差損	—	9,100
固定資産除却損	1,096	959
その他	3,312	1,799
営業外費用合計	16,739	17,623
経常利益又は経常損失(△)	△3,229	28,172
特別利益		
投資有価証券売却益	—	2,666
特別利益合計	—	2,666
特別損失		
投資有価証券評価損	—	4,175
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,012
特別損失合計	—	6,187
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△3,229	24,651
法人税等	5,943	14,925
少数株主損益調整前四半期純利益	—	9,725
少数株主損失(△)	△905	△748
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△8,267	10,474

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△3,229	24,651
減価償却費	32,275	30,498
退職給付引当金の増減額(△は減少)	802	946
受取利息及び受取配当金	△2,819	△2,347
支払利息	5,516	5,763
持分法による投資損益(△は益)	6,814	△969
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△2,666
投資有価証券評価損益(△は益)	—	4,175
固定資産除却損	1,096	959
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,012
売上債権の増減額(△は増加)	247,071	163,954
たな卸資産及び前渡金の増減額(△は増加)	△91,796	6,988
その他の資産の増減額(△は増加)	△45,142	△72,487
仕入債務の増減額(△は減少)	△79,533	△59,025
前受金の増減額(△は減少)	85,739	41,078
その他の負債の増減額(△は減少)	10,233	26,030
その他	△2,156	2,352
小計	164,872	171,914
利息及び配当金の受取額	3,109	2,745
利息の支払額	△4,667	△5,429
法人税等の支払額	△12,028	△13,340
営業活動によるキャッシュ・フロー	151,285	155,889
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(△は増加)	△3,253	△843
有形及び無形固定資産の取得による支出	△45,980	△36,410
有形及び無形固定資産の売却による収入	18,263	30
投資有価証券の取得による支出	△34,196	△6,775
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,019	4,145
貸付けによる支出	△2,801	△282
貸付金の回収による収入	5,578	764
その他	△493	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△61,864	△39,373

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△194,702	△12,397
長期借入れによる収入	55,874	5,500
長期借入金の返済による支出	△25,476	△39,741
社債の償還による支出	△350	△20,000
少数株主からの払込みによる収入	13,406	441
配当金の支払額	△9,545	△6,402
少数株主への配当金の支払額	△432	△590
その他	△351	△561
財務活動によるキャッシュ・フロー	△161,578	△73,752
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,432	△1,850
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△67,725	40,913
現金及び現金同等物の期首残高	425,913	261,373
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	275
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△1,031
現金及び現金同等物の四半期末残高	注1 358,188	注1 301,530

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間から、新規設立により、三菱重工空調系統(上海)有限公司を連結の範囲に含め、連結決算の開示内容の充実の観点から、東日本三菱農機販売(株)及び西日本三菱農機販売(株)の2社を持分法非適用の非連結子会社から連結子会社に変更している。</p> <p>また、当第1四半期連結会計期間から、合併による解散に伴い、三原菱重エンジニアリング(株)、三原菱重機工(株)、(株)パーク・メイト、Rocla Danmark A/Sの4社を、清算により、千代田リース(株)及びCBC Servicios Tecnicos Ltda.の2社を、連結の範囲から除外している。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 234社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号(平成20年3月31日企業会計基準委員会))及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号(平成20年3月31日企業会計基準委員会))を適用している。</p> <p>これに伴い、営業利益及び経常利益は53百万円、税金等調整前四半期純利益は2,065百万円減少している。</p> <p>また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は3,400百万円である。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号(平成20年12月26日企業会計基準委員会))に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	<p>税金費用の計算について、当社は当第1四半期連結会計期間における税引前四半期純利益に重要な永久差異を加減算し法定実効税率を乗じて計算し、連結子会社は主として当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示している。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1. 有形固定資産減価償却累計額 1, 685, 149百万円	1. 有形固定資産減価償却累計額 1, 673, 488百万円
2. 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 299百万円 受取手形裏書譲渡高 251	2. 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 332百万円 受取手形裏書譲渡高 127
3. 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証債務 社員(住宅資金等借入) 43, 232百万円 当社製印刷機械の購入者 12, 949 広東省珠海発電廠有限公司 12, 115 その他 15, 224 <hr/> 計 83, 522	3. 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証債務 社員(住宅資金等借入) 44, 060百万円 広東省珠海発電廠有限公司 12, 740 当社製印刷機械の購入者 12, 587 L&T-MHI Boilers Private Ltd. 5, 410 その他 14, 415 <hr/> 計 89, 214
4. 損失が確実視される受注工事に係る仕掛品と受注工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失が確実視される受注工事に係る仕掛品のうち、受注工事損失引当金に対応する額は9,644百万円である。	4. 損失が確実視される受注工事に係る仕掛品と受注工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失が確実視される受注工事に係る仕掛品のうち、受注工事損失引当金に対応する額は10,755百万円である。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 当社グループの売上高は、通常の営業の形態として第4四半期に完成する工事の割合が多いため、連結会計年度の四半期ごとの売上高に著しい相違がある。	1. 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金 373,275百万円	現金及び預金 175,131百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金 $\Delta 15,587$	預入期間が3か月を超える 定期預金 $\Delta 13,600$
取得日から3か月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券) 500	取得日から3か月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券) 140,000
現金及び現金同等物 358,188	現金及び現金同等物 301,530

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,373,647,813株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 17,426,443株
- 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当四半期連結会計期間末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,184

- 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	6,712	2	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	船舶・海洋 (百万円)	原動機 (百万円)	機械・鉄構 (百万円)	航空・宇宙 (百万円)	中量産品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は共通 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	34,594	230,625	92,238	89,964	115,456	40,452	603,331	—	603,331
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	72	2,415	1,568	195	3,035	2,314	9,602	(9,602)	—
計	34,666	233,041	93,807	90,159	118,492	42,766	612,934	(9,602)	603,331
営業利益又は営業損失(△)	8,458	13,480	△3,931	△49	△15,081	926	3,804	—	3,804

(注) 1. 事業区分の方法

製品の種類・性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して船舶・海洋、原動機、機械・鉄構、航空・宇宙、中量産品、その他の6セグメントに区分している。

2. 各区分に属する主要な製品の名称

事業区分	主要製品名
船舶・海洋	油送船・コンテナ船・客船・カーフェリー・LPG船・LNG船等各種船舶、艦艇、海洋構造物
原動機	ボイラ、タービン、ガスタービン、ディーゼルエンジン、水車、風車、原子力装置、原子力周辺装置、排煙脱硝装置、船用機械、海水淡水化装置、ポンプ
機械・鉄構	廃棄物処理・排煙脱硫・排ガス処理装置等各種環境装置、交通システム、輸送用機器、石油化学等各種化学プラント、石油・ガス生産関連プラント、製鉄機械、風力機械、橋梁、クレーン、煙突、立体駐車場、タンク、文化・スポーツ・レジャー関連施設、その他鉄構製品
航空・宇宙	戦闘機・ヘリコプタ、民間輸送機等各種航空機、航空機機体部分品、航空機用エンジン、誘導飛しょう体、魚雷、航空機用油圧機器、宇宙機器
中量産品	フォークリフト、建設機械、運搬整地機械、中小型エンジン、過給機、農業用機械、トラクタ、特殊車両、住宅用・業務用・車両用エアコン等各種空調機器、冷凍機、プラスチック機械、食品・包装機械、動力伝導装置、印刷機械、紙工機械、工作機械
その他	不動産の売買、印刷、情報サービス、リース業

3. 会計処理の方法の変更

前第1四半期連結累計期間

第1四半期連結会計期間から、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号(平成19年12月27日企業会計基準委員会))及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号(平成19年12月27日企業会計基準委員会))を適用している。

これに伴い、前第1四半期連結累計期間の売上高は、「その他」が115百万円(うち外部顧客に対する売上高は115百万円)増加している。また、営業利益は、「その他」が4百万円増加している。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 共通 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	511,187	51,736	10,877	23,063	6,467	603,331	—	603,331
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	53,486	1,891	7,480	816	111	63,786	(63,786)	—
計	564,673	53,627	18,358	23,879	6,579	667,118	(63,786)	603,331
営業利益又は 営業損失(△)	3,910	329	7	△1,118	674	3,804	—	3,804

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米……………米国
 (2) アジア……………中国, タイ, シンガポール
 (3) 欧州……………イギリス, オランダ
 (4) その他……………メキシコ, ブラジル, オーストラリア

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	アジア	北米	欧州	中東	中南米	アフリカ	大洋州	合計
I 海外売上高(百万円)	83,796	81,416	57,015	46,337	23,422	16,417	2,331	310,738
II 連結売上高(百万円)								603,331
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	13.9	13.5	9.4	7.7	3.9	2.7	0.4	51.5

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2. 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア……………韓国, 台湾, 中国, 香港, ベトナム, タイ, マレーシア, シンガポール,
 フィリピン, インドネシア, インド
 (2) 北米……………米国, カナダ
 (3) 欧州……………イギリス, スペイン, フランス, オランダ, ドイツ, イタリア, ギリシア,
 スウェーデン, ロシア, ウクライナ
 (4) 中東……………トルコ, サウジアラビア, カタール, アラブ首長国連邦
 (5) 中南米……………メキシコ, パナマ, チリ, ブラジル, アルゼンチン
 (6) アフリカ……………エジプト, リベリア, 南アフリカ
 (7) 大洋州……………オーストラリア
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。当社は、製品の種類・性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮した事業(本)部を置き、各事業(本)部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。したがって、当社は事業(本)部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「船舶・海洋事業」「原動機事業」「機械・鉄構事業」「航空・宇宙事業」「汎用機・特殊車両事業」の5つを報告セグメントとしている。なお、原動機事業と原子力事業は、共に発電設備に関する事業であり、製品の内容等に類似性が認められるため、「原動機事業」として集約している。各報告セグメントに属する主要な製品・サービスは下記のとおりである。

船舶・海洋	油送船・コンテナ船・客船・カーフェリー・LPG船・LNG船・自動車運搬船等各種船舶、艦艇、海洋構造物等の設計、製造、販売、サービス及び据付
原動機	ボイラ、タービン、ガスタービン、ディーゼルエンジン、水車、風車、原子力装置、原子力周辺装置、排煙脱硝装置、船用機械、海水淡水化装置、ポンプ等の設計、製造、販売、サービス及び据付
機械・鉄構	廃棄物処理・排煙脱硫・排ガス処理装置等各種環境装置、交通システム、輸送用機器、石油化学等各種化学プラント、石油・ガス生産関連プラント、製鉄機械、コンプレッサ、橋梁、クレーン、煙突、立体駐車場、タンク、文化・スポーツ・レジャー関連施設、プラスチック機械、食品・包装機械、印刷機械、紙工機械等の設計、製造、販売、サービス及び据付
航空・宇宙	戦闘機・ヘリコプタ・民間輸送機等各種航空機、航空機機体部分品、航空機用エンジン、誘導飛しょう体、魚雷、航空機用油圧機器、宇宙機器等の設計、製造、販売、サービス及び据付
汎用機・特殊車両	フォークリフト、建設機械、中小型エンジン、ターボチャージャ、農業用機械、トラクタ、特殊車両等の設計、製造、販売、サービス及び据付

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注1)	合計	調整額	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注2)
	船舶・ 海洋	原動機	機械・ 鉄構	航空・ 宇宙	汎用機・ 特殊車両	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	83,360	233,908	137,498	80,458	70,688	605,913	58,210	664,124	—	664,124
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	64	5,325	3,532	158	465	9,545	3,076	12,622	(12,622)	—
計	83,424	239,233	141,031	80,616	71,153	615,459	61,287	676,746	(12,622)	664,124
セグメント利益 又は損失(△)	5,873	34,307	8,506	△2,891	△6,132	39,663	△576	39,086	—	39,086

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである冷熱事業（住宅用・業務用・車両用エアコン等各種空調機器、冷凍機等の設計、製造、販売、サービス及び据付）及び工作機械事業（工作機械、動力伝導装置等の設計、製造、販売、サービス及び据付）、不動産の売買、印刷、情報サービス、リース業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致している。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号（平成21年3月27日企業会計基準委員会））及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号（平成20年3月21日企業会計基準委員会））を適用している。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

当社グループは、原子力事業に関連し、除去する場合には放射性廃棄物として処理処分することが義務付けられている固定資産を有しており、資産除去債務を計上している。

ただし、現時点では解体措置などの処理処分に関する技術及び処理処分方法を規定する法令等が一部未整備の状況であるため、これらの固定資産のうち、原子燃料や原子炉構成材料等の安全性などの各種研究開発を行っている施設等については、費用を見積ることができず、これに係る資産除去債務を計上していない。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	376円79銭	1株当たり純資産額	380円80銭

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額(△)	△2円46銭	1株当たり四半期純利益金額	3円12銭

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

当第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△8,267	10,474
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△8,267	10,474
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,356,192	3,356,224
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

三菱重工業株式会社

取締役社長 大宮英明殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上田雅之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田祥且	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱重工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱重工業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

三菱重工業株式会社

取締役社長 大宮英明殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上田雅之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田祥且	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱重工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱重工業株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。